

選挙公営の手引き

令和7年4月13日執行
高根沢町長選挙・高根沢町議会議員
補欠選挙資料

高根沢町選挙管理委員会

はじめに

この手引は、高根沢町長選挙・高根沢町議会議員補欠選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担（選挙公営）を受ける場合の手続について記述したものです。

注1 この公費負担経費は、候補者が供託物を高根沢町に没収された場合には請求することができませんのでご注意ください。

2 公費負担分の費用の請求は、4月28日(月)までに提出してください。

目 次

1	公費負担（選挙公営）制度について	1
2	公費負担の種類	1
3	対象となる候補者	1
4	公費負担の限度額	2
5	公費負担の概要	5
6	選挙運動用自動車の使用の公費負担	5
	(1) ハイヤー契約	6
	【選挙運動用自動車の使用（ハイヤー契約）の公費負担の流れ】	6
	(2) 個別契約	7
	【選挙運動用自動車の借入れの公費負担の流れ】	8
	【選挙運動用自動車の燃料の供給の公費負担の流れ】	9
	【運転手の雇用の公費負担の流れ】	10
7	選挙運動用ビラの作成の公費負担	11
	【選挙運動用ポスターの作成の公費負担の流れ】	11
8	選挙運動用ポスターの作成の公費負担	12
	【選挙運動用ポスターの作成の公費負担の流れ】	12

1 公費負担（選挙公営）制度について

この制度は、高根沢町長選挙・高根沢町議会議員補欠選挙に関して、候補者と契約業者等との間に交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」、及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、高根沢町が各契約業者等に直接その費用の交付するものである。

2 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、高根沢町の条例及び公職選挙法で上限等の基準が定められている。

公費負担の対象となるものは、以下の3つである。

- (1) 選挙運動用の自動車の使用
- (2) 選挙運動用のビラの作成
- (3) 選挙運動用ポスターの作成

3 対象となる候補者

選挙公営制度において、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られる。

供託物を没収された候補者については、全て自己負担となる。

◆町長選挙における供託物没収点

有効投票の総数×1/10 未満

◆町議会議員補欠選挙における供託物没収点

(有効投票の総数÷議員定数) ×1/10

(13人)

4 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

選挙公営の対象		選挙公営の限度額		1 の 契 約 と 2 の 契 約 は 選 択
1 一般運送契約 (ハイヤー等)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(1日1台に限る。)	各日について 64,500 円 5日分計 322,500 円		
2 個 別 契 約	ア 自動車借入れ契約	各日について 16,100 円 5日分 計 80,500 円	契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限る。	
	イ 燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(確認を受けた金額) 7,700 円 5日分 計 38,500 円		
	ウ 運転手雇用の契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額(1日1人に限る。) 各日について 12,500 円 5日分 計 62,500 円		
計		181,500円		

(2) 選挙運動用ビラの作成

公費負担額	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	7円73銭・・・①	【町長】 5,000枚・・・② 【議会議員】 1,600枚・・・②

【例1】町議会議員補欠選挙運動用ビラ 1,600 枚の作成を 13,000 円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、13,000円÷1,600枚=8円13銭になる。
この場合は、作成単価が上限を超えるため、7円73銭×1,600枚=**12,368円**が公費負担の対象となる。

【例2】町議会議員補欠選挙運動用ビラ 1,600 枚の作成を 10,000 円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、10,000円÷1,600枚=6円25銭になる。
この場合は、作成単価は上限以下となるため、6円25銭×1,600枚=**10,000円**が公費負担の対象となる。

【例1】町長選挙運動用ビラ 5,000 枚の作成を 39,000 円で契約した場合

- ・ 1 枚当たりの作成単価は、 $39,000 \text{ 円} \div 5,000 \text{ 枚} = 7 \text{ 円 } 80 \text{ 銭}$ になる。
この場合は、作成単価が上限を超えるため、 $7 \text{ 円 } 73 \text{ 銭} \times 5,000 \text{ 枚} = \underline{38,650 \text{ 円}}$ が公費負担の対象となり、この額を超える分 1,450 円は候補者の負担となる。

【例2】町長選挙運動用ビラ 5,000 枚の作成を 35,000 円で契約した場合

- ・ 1 枚当たりの作成単価は、 $35,000 \text{ 円} \div 5,000 \text{ 枚} = 7 \text{ 円}$ になる。
この場合は、作成単価は上限以下となるため、 $7 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 枚} = \underline{35,000 \text{ 円}}$ が公費負担の対象となる。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担額	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) \times (作成枚数と②の少ない方の枚数)	$541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times 96 \text{ か所} + 316,250 \text{ 円}$ <hr/> 96 か所 (ポスター掲示場数) $= 3,836 \text{ 円} \dots \text{①}$	$96 \text{ 枚} \dots \text{②}$ (ポスター掲示場数)

【例1】選挙運動用ポスター120枚の作成を 480,000 円で契約した場合

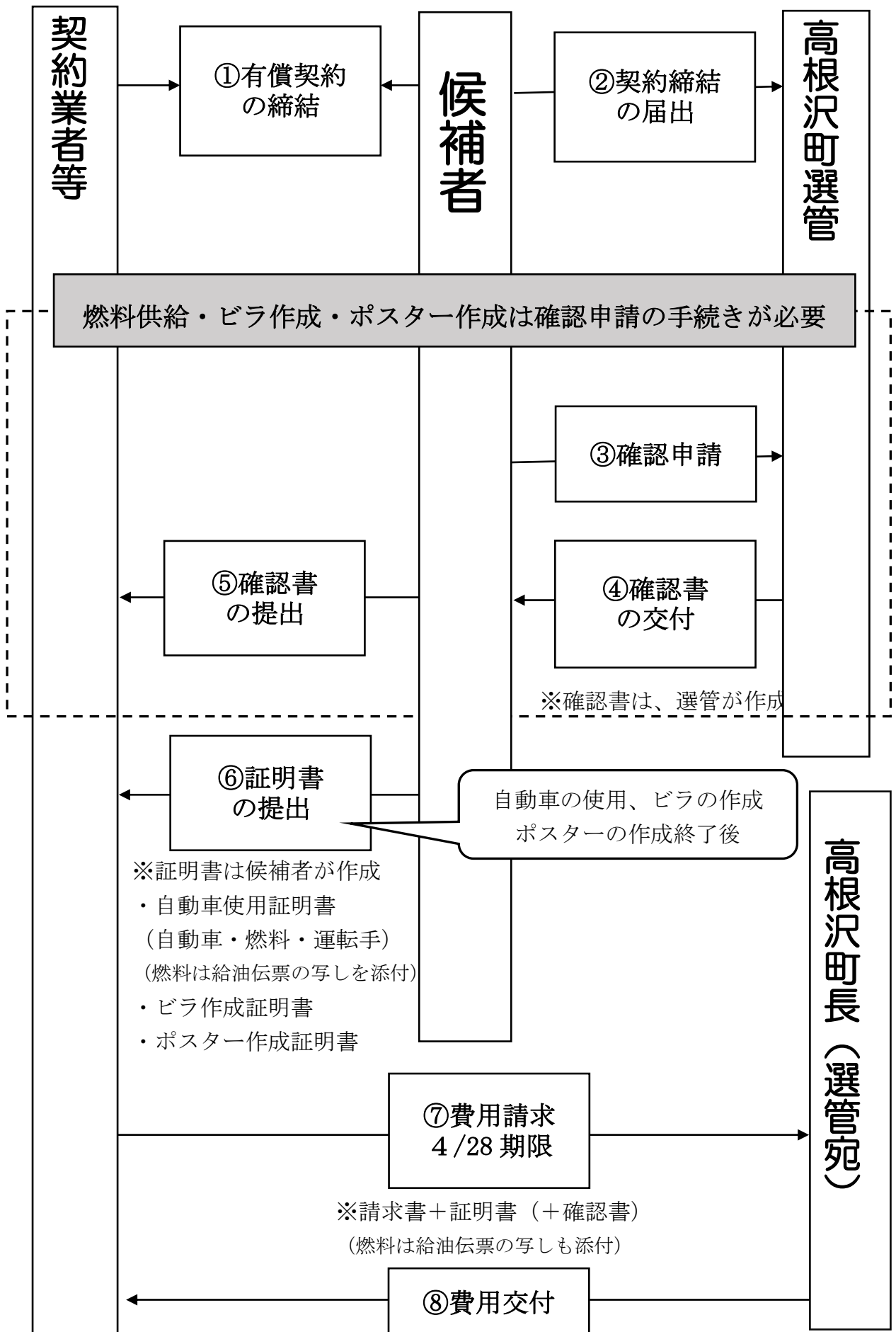
- ・ 1 枚当たりの作成単価は、 $480,000 \text{ 円} \div 120 \text{ 枚} = 4,000 \text{ 円}$ になる。
この場合は、作成単価が上限を超えるため、 $3,836 \text{ 円} \times 96 \text{ か所} = \underline{368,256 \text{ 円}}$ が公費負担の対象となり、この額を超える分 111,744 円は候補者の負担となる。

【例2】選挙運動用ポスター120枚の作成を 360,000 円で契約した場合

- ・ 1 枚当たりの作成単価は、 $360,000 \text{ 円} \div 120 \text{ 枚} = 3,000 \text{ 円}$ になる。
この場合は、作成単価は上限以下となるため、 $3,000 \text{ 円} \times 96 \text{ か所} = \underline{288,000 \text{ 円}}$ が公費負担の対象となり、残りの 24 枚分は候補者の負担となる。

※無投票となった場合の取扱い

1. 選挙運動用自動車の使用について、ハイヤー契約 (1)、個別契約の自動車の借入れ (2ア) 及び運転手の雇用 (2ウ) は告示日 1 日分の金額が、燃料供給 (2イ) は、告示日 1 日の使用分が、公費負担の対象となる。
2. 選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成については、投票の有無にかかわらず、作成費が公費負担の対象となる。



5 公費負担の概要

(1) 有償契約の締結

公費負担を受けるためには、候補者は条例で定める契約業者等と有償契約を締結し、選挙管理委員会に届出なければならない。

なお、無償の場合は、公費負担の対象とならない。

(2) 公費負担金額の範囲

選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成について、それぞれ条例で公費負担の限度額が定められている。この限度額を超える額については、公費負担の対象とならない。

なお、契約した額が公費負担の限度額を下回る場合には、その契約した額が公費負担の対象となる。

(3) 公費負担を受けるための手続き

公費負担が適用される場合は、町長は業者等からの請求に基づき、公費負担の限度額の範囲内の金額を支払うことになるが、この経費の支払いには、一定の書類が必要なため、次頁以降をご確認の上、必要な手続きを行うこと。

(4) 公費負担の適用範囲

公費負担を受けるためには、供託物を没収されないことが条件になる。

候補者に係る供託物が没収される場合は、公費負担の対象とならない。供託物の没収は、候補者の得票数が一定の数（これを「供託物没収点」という。）に達しないときとされ、次の計算式により算出する。また、このほか、候補者が当該候補者たることを辞した場合等も没収される。（法第93条）

供託物没収点

町長選の場合 有効投票数の 1/10

町議補欠選の場合 有効投票数を議員定数（13人）で除した数の 1/10

6. 選挙運動用自動車の使用の公費負担

契約の形態には、ハイヤー契約、個別契約の2通りある。同じ日に両方の契約をする場合には、候補者の指定するいずれか一方の契約が公費負担の対象となる。

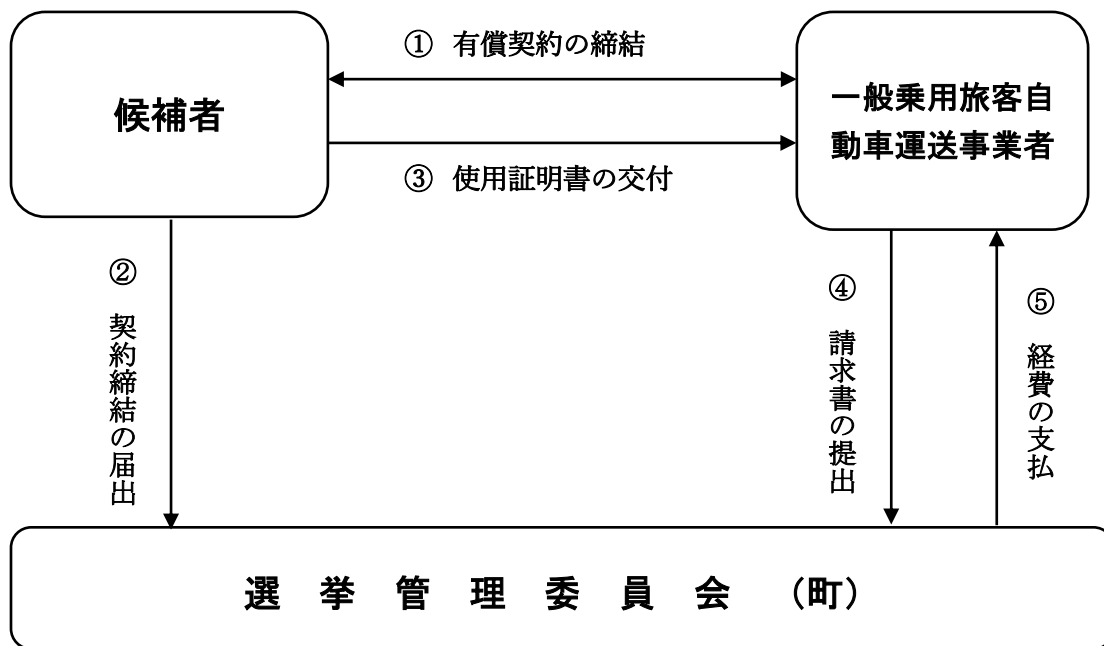
また、いずれの契約についても実際に選挙運動用として使用した自動車についてのみ公費負担の対象となるため、無投票の場合には、告示日1日分の経費が公費負担の対象となる。

(1) ハイヤー契約

道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（自動車、燃料、運転手込みで旅客を運送する事業の免許を受けた業者。以下「運送事業者」という。）と有償契約を締結する方法である。

公費で負担する金額は、1日1台64,500円の範囲内で、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日まで使用した場合の公費負担の限度額は、 $64,500円 \times 5日 = 322,500円$ となる。

【選挙運動用自動車の使用（ハイヤー契約）の公費負担の流れ】



順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約 (ハイヤー契約)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【様式第10号(その1)】	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第13号及び(別紙)その1】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運送事業者)		

注) 1 供託物が没収された候補者の経費については、運送業者は町長へ④の請求をすることができない。

2 町長に対する上記の請求については、高根沢町選挙管理委員会で受け付ける。

(2) 個別契約

選挙運動用自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用を個別に契約する方法です。なお、候補者と生計を一にする親族（当該契約に係る業務を業として行う者を除く。）と契約する場合は、公費負担の対象とならない。

ア. 選挙運動用自動車の借入れ

有償契約を締結し、選挙運動用自動車を借り入れるときは、次の額の範囲内で公費負担の対象となる。

公費で負担する金額は、1日1台16,100円の範囲内で、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日まで使用した場合の公費負担の限度額は、
 $16,100 \text{円} \times 5 \text{日} = 80,500 \text{円}$ となる。

イ. 選挙運動用自動車の運転手の雇用

有償契約を締結し、選挙運動用自動車の運転手を雇用するときは、次の額の範囲内で公費負担の対象となる。

運転手個人との契約に限られ、法人との運転手の派遣契約によるものは公費負担の対象とならない。

公費で負担する金額は、1日1人12,500円の範囲内であり、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日まで雇用した場合の公費負担の限度額は、
 $12,500 \text{円} \times 5 \text{日} = 62,500 \text{円}$ となる。

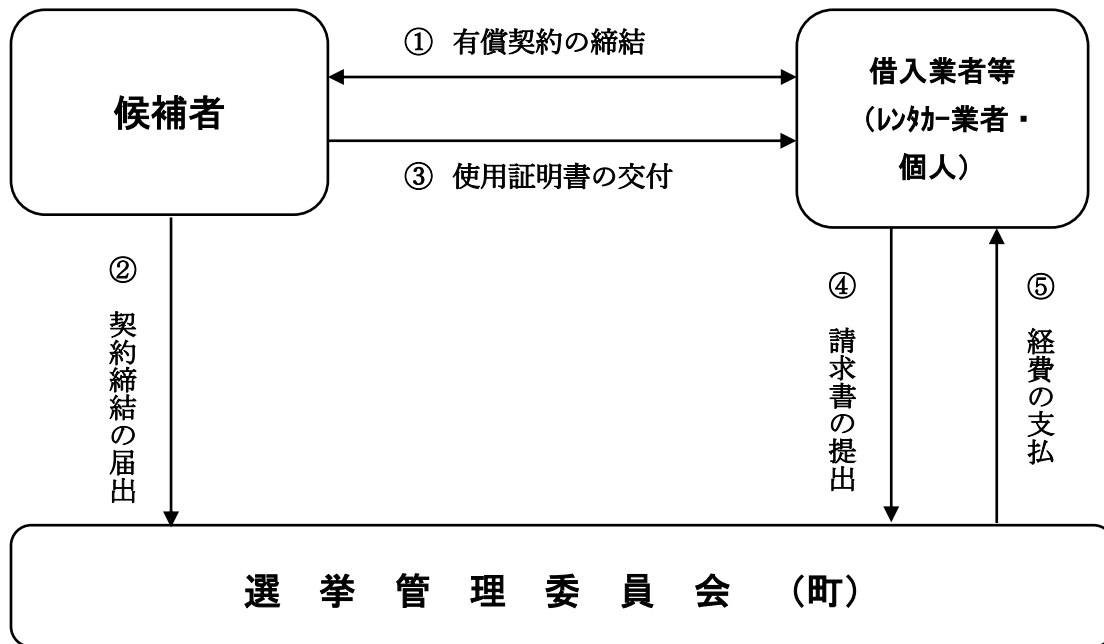
ウ. 選挙運動用自動車の燃料の供給

有償契約を締結し、選挙運動用自動車の燃料の供給を受けるときは、次の額の範囲内で公費負担の対象となる。

公費で負担する金額は、立候補の届出をした日から選挙の期日の前までの日数に7,700円を乗じて得た金額

（告示日に届け出た場合、 $7,700 \text{円} \times 5 \text{日} = 38,500 \text{円}$ ）となる。

【選挙運動用自動車の借入れの公費負担の流れ】

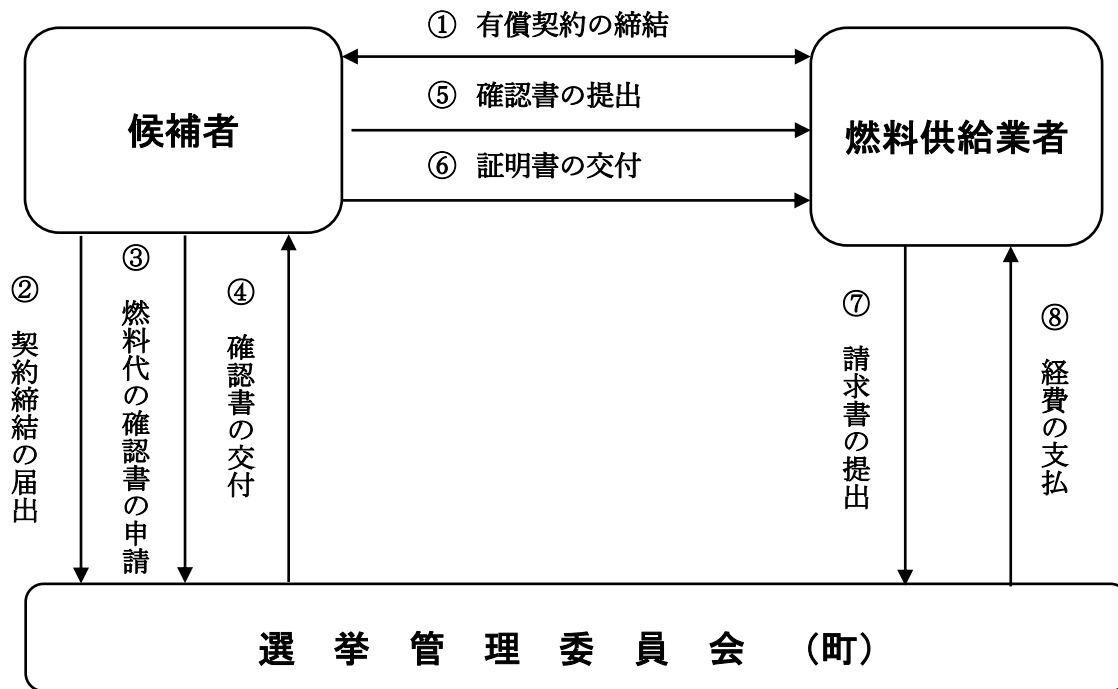


順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車賃貸借契約書 (個別契約)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒ 選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒ 借入業者等)	選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)【様式第10号 (その1)】	
④	請求書の提出 (借入業者等⇒ 町長)	請求書 (選挙運動用自動車の使用)【様式第13号及び(別紙)その2 (1) 選挙運動用自動車の借入】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒借入業者等)		

注) 1 供託物が没収された候補者の経費については、借入業者は町長へ④の請求をすることができない。

2 町長に対する上記の請求については、高根沢町選挙管理委員会で受け付ける。

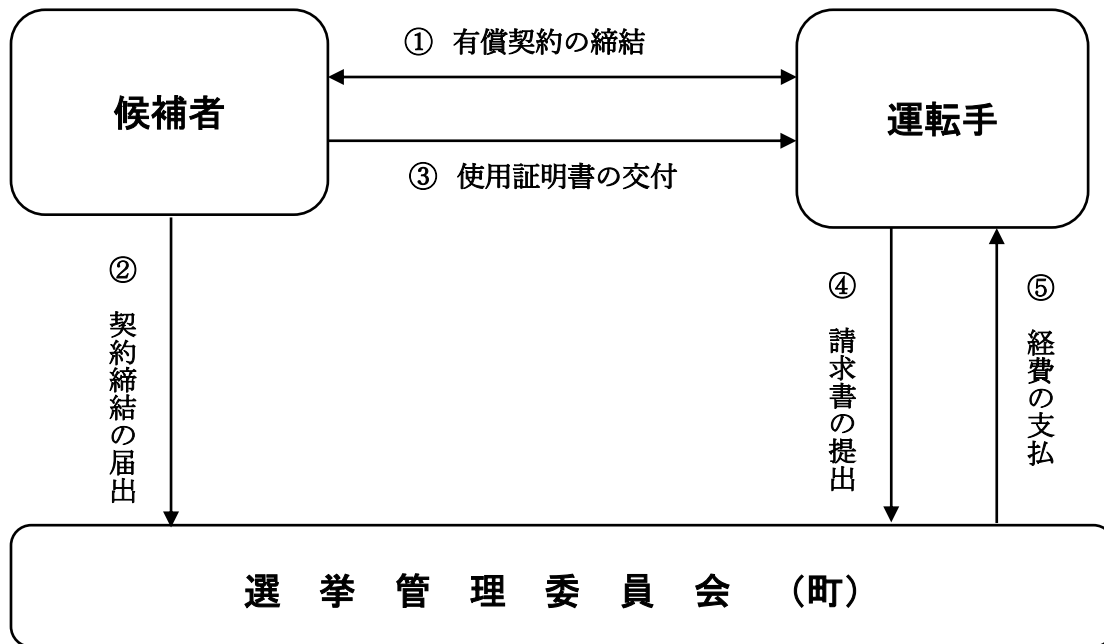
【選挙運動用自動車の燃料の供給の公費負担の流れ】



順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書 (個別契約)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒ 選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒ 選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書【様式第4号】	
④	確認書の交付 (選管⇒ 候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ 燃料供給業者)		④の確認書
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒ 燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)【様式第10号 (その2)】	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒ 町長)	請求書 (選挙運動用自動車の使用) (燃料代)【様式第13号及び(別紙)その2(2) 燃料の供給】	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払 (町長⇒ 燃料供給業者)		

- 注) 1 供託物が没収された候補者の経費については、燃料供給業者は町長へ④の請求をすることができない。
2 町長に対する上記の請求については、高根沢町選挙管理委員会で受け付ける。

【運転手の雇用の公費負担の流れ】



順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手)	選挙運動用自動車運転手雇用契約	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒ 選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒ 運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手)【様式第10号(その3)】	
④	請求書の提出 (運転手⇒ 町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第13号及び(別紙)その2(3)運転手の雇用】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒ 運転手)		

注) 1 供託物が没収された候補者の経費については、運転手は町長へ④の請求をすることができない。

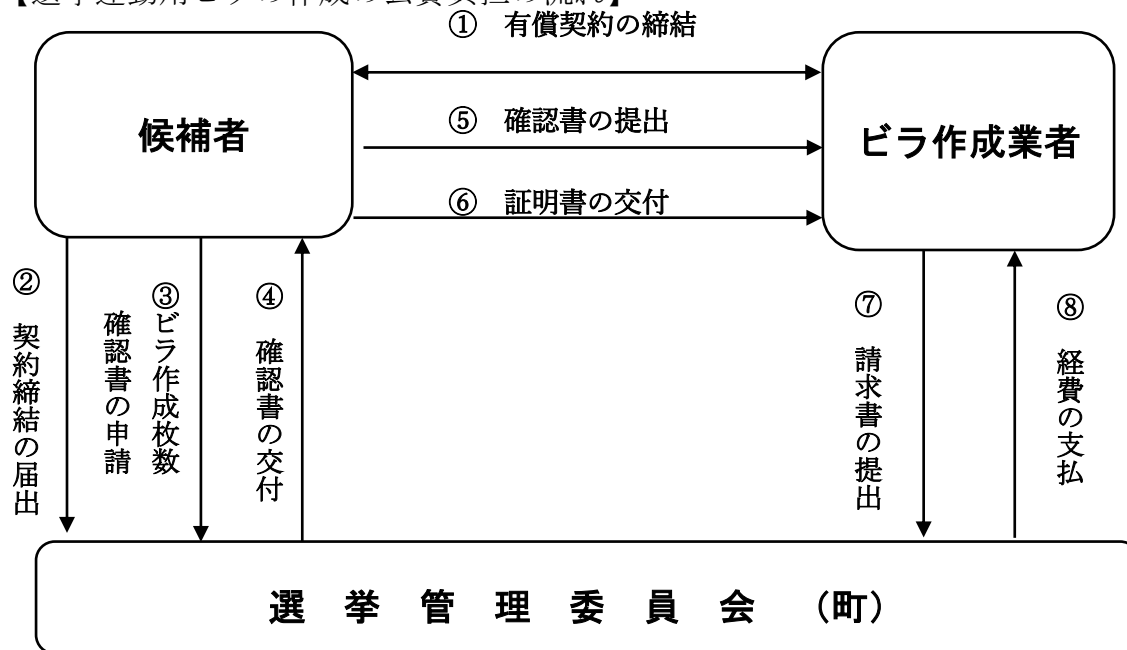
2 町長に対する上記の請求については、高根沢町選挙管理委員会で受け付ける。

7. 選挙運動用ビラの作成の公費負担

有償契約を締結し、ビラを作成するときは、次の範囲内で公費負担の対象となる。公費で負担する金額は、ビラ1枚当たりの作成単価×確認枚数（作成枚数の限度）となるが、作成単価、作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度が設けられている。

- ア. 作成単価の限度 1枚あたり7円73銭
- イ. 作成枚数の限度 選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ
 - ・町長選挙 5,000枚
 - ・町議会議員補欠選挙 1,600枚

【選挙運動用ビラの作成の公費負担の流れ】



順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒ 選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第2号】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒ 選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書【様式第5号】	
④	確認書の交付 (選管⇒ 候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ ビラ作成業者)		④の確認書
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒ ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第11号】	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒ 町長)	請求書(選挙運動用ビラの作成) 【様式第14号及び(別紙)請求書内訳書(ビラの作成)】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長⇒ ビラ作成業者)		

- 注) 1 供託物が没収された候補者の経費については、ビラ作成業者は町長へ④の請求をすることができない。
 2 町長に対する上記の請求については、高根沢町選挙管理委員会で受け付ける。

8. 選挙運動用ポスターの作成の公費負担

有償契約を締結し、ポスターを作成するときは、次の範囲内で公費負担の対象となる。

公費で負担する金額は、ポスター1枚当たりの作成単価×確認枚数（作成枚数の限度）となるが、作成単価、作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度が設けられている。

ア. 作成単価の限度

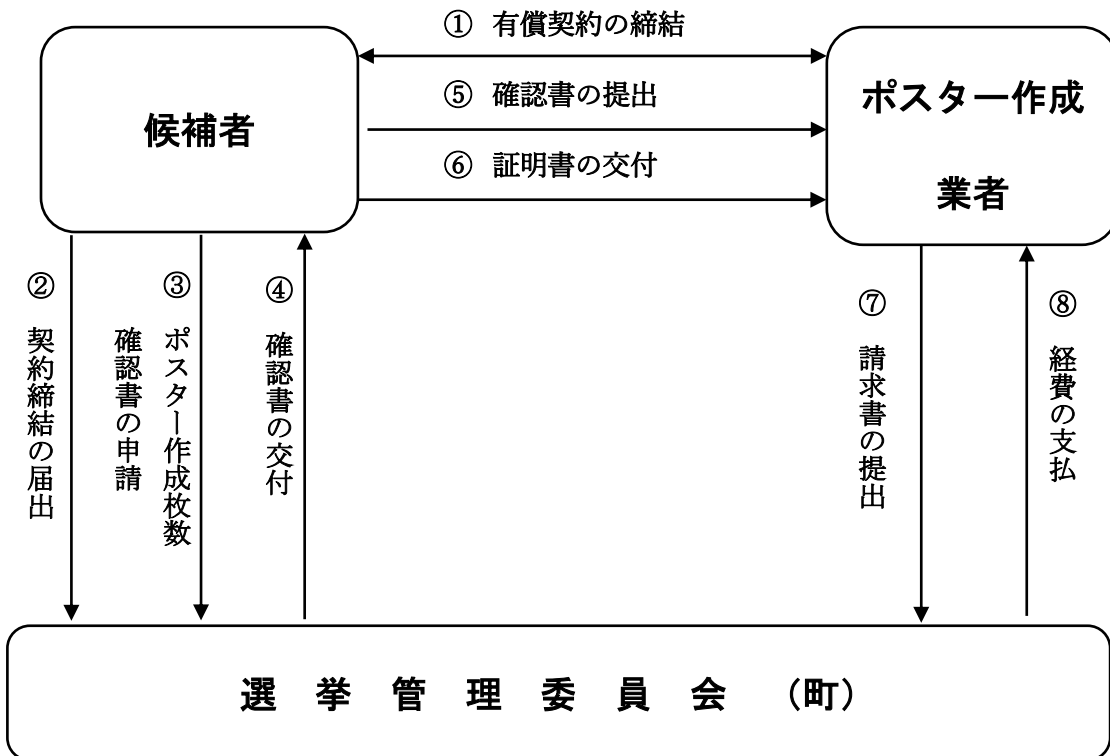
次の計算式により求められる金額が単価の限度になる。

$$\frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数 (96 \text{ ヶ所})} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数 (96 \text{ ヶ所})}} = 3,836 \text{ 円 (作成単価限度額)}$$

イ. 作成枚数の限度

ポスター掲示場の数（町内96ヶ所）

【選挙運動用ポスターの作成の公費負担の流れ】



順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスターの作成業者)	選挙運動用ポスター作成業務 契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒ 選管)	選挙運動用ポスター作成契約 届出書【様式第3号】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒ 選管)	選挙運動用ポスター作成枚数 確認申請書【様式第6号】	
④	確認書の交付 (選管⇒ 候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数 確認書	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスターの作成業者)		④の確認書
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒ポスターの作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明 書【様式第12号】	
⑦	請求書の提出 (ポスターの作成業者⇒ 町長)	請求書(選挙運動用ポスターの 作成) 【様式第15号及び(別紙)請 求書内訳書(ポスター作成)】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長⇒ ポスターの作成業者)		

注) 1 供託物が没収された候補者の経費については、ポスターの作成業者は町長へ④の請求を
することができない。

2 町長に対する上記の請求については、高根沢町選挙管理委員会で受け付ける。